

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査及び行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づきその結果を次のとおり公表します。

令和 4 年 2 月 28 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 森 田 正 嗣

記

第 1 基準に準拠している旨

監査委員は、太宰府市監査基準（令和 2 年監委告示第 1 号）に準拠して監査を行った。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査及び行政監査

第 3 監査の対象

（1）対象部局等

都市整備部 都市計画課、建設課

観光経済部 観光推進課、国際・交流課、産業振興課

教 育 部 社会教育課、学校教育課、文化財課、文化学習課（中央公民館・市民図書館）、スポーツ課

議会事務局 議事課

会 計 課

農業委員会事務局

監査委員事務局

（2）範囲

ア 令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 10 月 31 日までににおける財務及び事務の執行状況

イ 令和 3 年度における補助金等の執行状況

ウ その他事務事業の執行状況

第 4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最

少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに主眼を置いた。

さらに、補助金等の交付決定前及び実績報告に係る書類の審査及び調査事務を監査重点項目として定め実施した。

第5 監査の主な実施内容

監査対象部局から提出された監査調書及び関係諸帳簿等をもとに、書面監査を実施するとともに、所属長及び関係職員から事情聴取を行った。

第6 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

監査委員事務局

2 日程

令和3年12月10日から令和4年2月10日まで

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、財務に関する事務及び事務事業の執行については、おおむね適正と認められたが、次のとおり一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので、それぞれ必要な措置を講じられたい。

また、監査の過程において行った、その他の指導・助言についても併せて改善を図られたい。

1 共通事項

公益的法人等への市職員の派遣について

市は、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律等に基づき、現在、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団へ7名、公益財団法人古都大宰府保存協会へ1名、公益財団法人太宰府市国際交流協会へ1名職員を派遣している。

特に、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団へ職員を派遣している文化学習課では、課所属の職員12名中7名が派遣職員であり、課長も中央公民館長と市民図書館担当課長を兼務している状況である。

さらに、総務省の調査では、普通会計における人口1万人当たりの職員数（令和2年4月1日時点）が、太宰府市では44.89人と類似団体84団体中で4番目に少ないという結果も出ている。

このような状況に鑑みると、今後、市職員の人員確保が必要とされる中で、公益的法人等の自主性及び自立を促すためにも、公益的法人等の職員の育成を求めることにより、市職員の派遣について縮小又は廃止を検討されたい。

2 個別事項

(1) 補助金の繰越に係る交付要綱の整備について（社会教育課）

各補助金交付団体の補助金の剰余（繰越）状況

（単位 金額：円、率：％）

団体名	令和元年度決算書の繰越金額 ①	令和2年度補助金額又は助成金額	令和2年度決算書の繰越金額 ②	繰越金額の増加額 ②－①	繰越金の増加率 ②÷①	令和3年度補助金額又は助成金額【交付決定額】
太宰府市同和教育研究協議会	1,566,029	2,000,000	2,298,937	732,908	146.8	2,835,000
太宰府市PTA連合会	288,473	315,000	441,988	153,515	153.2	315,000
太宰府市子ども会育成会連合会	123,537	450,000	283,703	160,166	229.7	700,000
太宰府少年の船協会	205,593	550,000	296,354	90,761	144.1	900,000
太宰府ジュニアリーダーズクラブ	154,049	90,000	195,268	41,219	126.8	90,000
太宰府市青少年育成市民の会	98,576	740,000	164,781	66,205	167.2	900,000

各団体に対する補助金については、交付要綱が制定されていないため補助対象経費が明確ではないが、団体の活動や事業を助成するという補助金の趣旨を鑑みれば、各団体が支出した額から各団体の自主財源を控除した額が、補助対象経費になるものと考えられる。

各団体においては、金額の大小はあるものの、新型コロナウイルス感染症の影響等により決算時において表に記載のとおり繰越金が増加しており、返還されることもなく令和3年度に繰り越されていた。

地方自治法は第208条第2項で、「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。」と、いわゆる会計年度独立の原則を規定し、その例外として、繰り越しの規定がある。

通常、補助金は、補助対象事業の完了をもって支出されることになるが、前金払や概算払を行った場合は、支出した年度での精算と補助金の確定をしなければならない。

繰越金の増加に関して、補助金の精算金の有無を検討され、各団体における繰越金の中に補助金の精算金が有る場合、その令和3年度への繰り越しは、当該補助金に関する特例規定が設けられていないことから、前述の地方自治法第208条第2項の趣旨を没却するものと考えられる。

社会教育課は、令和3年度の補助金交付を受けるまでの財源として余剰額の繰り越しは必要であると説明するが、繰り越しに関する特例規定も整備されておらず、令和3年度の補助金交付決定の際も、決裁文書において、繰越金等に関する取扱いや各団体への補助の必要性についての記述がなかった。

早急に補助金交付要綱を制定し、補助金の区分経理や繰り越しに関する規定等を設け、補助金の返還等の措置をとることが必要である。

(2) 太宰府市学校運営協議会補助金について（学校教育課）

令和2年度学業院中学校ブロック運営協議会補助金の実績報告において、添付されていた決算報告書の内訳に消耗品の名称と併せて、学中本部10,000円、各学校15,000円×3校＝45,000円と金銭を渡したかのような記述となっていた。

学業院中学校ブロック本部が消耗品を購入して、水城小学校、国分小学校及び学業院中学校の各構成校に現物を渡していたと、学校教育課は説明する。

令和3年4月1日に施行された太宰府市学校運営協議会補助金交付要綱第4条第5項では補助金額55,000円の内訳として、「第2項の額の内訳は、中学校ブロック協働本部として、学校と家庭、地域の連携強化を図ることを意図する事業に係る消耗品等事務費とする。」と規定されていることから、令和2年度に交付された補助金についても、具体的な事業内容及びその費用（消耗品等）を明らかにした実績報告を求めるべきである。

第8 意見

監査過程において、次のような事実が明らかになったので、今後の市政運営に関して、参考にしていただきたく意見を申し上げる。

- 1 学校等公共施設でのエレベータ設置を含む建築工事において、今後、工事業者がエレベータ業者を選定する際に、導入時の価格だけでなく、導入後の維持管理費も含めた総額で選定するように仕様書に記載されたい。
- 2 令和発祥の都太宰府「梅」プロジェクト推進事業については、梅の木の植林による史跡地の有効活用や収穫した梅の実を使って新たな商品を開発するなど、市の経済の活性化につながる取り組みが行われていることを評価します。今後、市内での新たな起業や地場みやげ産業を盛り上げることになると考えられるため、積極的に推進されたい。

- 3 太宰府市スポーツ協会補助金の交付決定にあたっては、補助金が総務費、人件費、事業費、団体助成金を対象としているため、それに対応する予算書及び決算書が提出されているが、太宰府市スポーツ協会が受託している指定管理や業務委託など太宰府市スポーツ協会全体での予算書及び決算書を調査・確認することにより補助金額の決定をされたい。

- 4 国際・交流課におかれては、補助金の交付先である公益財団法人太宰府市国際交流協会に対して、市に在住する外国人や留学生を支援し活用することにより、情報交換に努め、多言語対応や異文化交流に関する事業をはじめとする国際交流に関する事業を推進するよう指導されたい。